

災害ケースマネジメントに関する取組と 全国協議会設立の趣旨について



令和6年10月29日（火）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

水野 忠幸

【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**



アウトリーチ等

- 支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、各段階において適切なアウトリーチが必要。
- 被災者の個々の状況を把握するためには、個別訪問、総合窓口の設置、見守り・相談といった方法により情報を収集することが重要であるが、それぞれの段階で、その対象とすべき被災者や聞き取りの内容等は異なるため、注意が必要。
- 特に発災直後の段階については、保健師や福祉事業関係者、自主防災組織等がそれぞれの観点から個別訪問を行っている場合があるので、情報の連携に配慮する。

災害ケースマネジメント ケース会議

- 個々の被災者の状況について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ✓ ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - ✓ 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - ✓ 支援方策の決定・順位付け
 - ✓ 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - ✓ 被災者支援に係る役割分担の確認

支援へのつなぎ等

- 被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、ケース会議での支援方針の検討、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。
- 自立・生活再建の方向性については、被災者の意向を丁寧にくみ取り検討を行うこと。また、被災者の自立・生活再建に係る希望は変化するものであることを前提に、寄り添った支援を行う必要があることに留意する。



発災直後～ 避難所運営段階

避難所閉所検討～ 応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅 供与段階以降

特徴

避難所に加え在宅等で避難生活を送っている被災者もあり、在宅等の被災者も含めた被災者の状況把握が必要。

自立・生活再建に向けた支援が本格化していく。生活の再建に向け、支援が必要な被災者に漏れがないよう被災者の状況把握が必要。

個々の被災者の自立・生活再建に向けて継続的な支援が必要。

対応 の ポイント

- 避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者を発見、把握し、医療や保健、福祉といった必要な支援につなぐ。
- 自立・生活再建に向けた支援の情報提供（罹災証明書の申請等）を実施。

- 被災者の状況を聞き取り、アセスメントを実施することで、被災者の支援の必要性や支援の頻度等を決定。
- 支援漏れが発生しないよう、必要な地域については全戸調査を行う等の対応が必要。

- アセスメントに基づき、支援が必要な被災者に対して継続的に寄りそった支援を実施。
- 支援の実施にあたっては、個別訪問、ケース会議の実施、適切な支援策のつなぎ等に加え、コミュニティの構築支援等の実施を検討。

災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所 在宅避難	応急仮設住宅	災害公営住宅
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） 支援関係機関、NPO等との連携 計画等への位置づけ 人材確保・育成、研修実施	災害ボランティアセンター設置・運営	支援拠点の設置・運営	
被災者支援	アウトリーチ等 災害ケースマネジメント ケース会議 支援へのつながり等 災害ケースマネジメント 情報連携会議	罹災証明書発行 被災者台帳作成・活用 ○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定 ○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 ・適切な支援先へのつながり等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	○主な目的 ・継続的の支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し ○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 適切な支援先へのつながり等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等



- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は、個々の被災者ごとに抱える課題が異なるため、課題に応じて会議の参加者を検討する。
- ケース会議では、被災者の支援方策を検討する関係上、取扱いに注意すべき個人情報を取り扱うことがあるため、特に配慮が必要となる。

【ケース会議で取り扱う議題の例】

- ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
- 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
- 支援方策の決定・順位付け
- 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
- 被災者支援に係る役割分担の確認

【ケース会議の構成員の例】

- ケース会議の構成員は、
 - ・ 地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、
 - ・ 社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士等福祉関係者、
 - ・ 医師、看護師、保健師等保健医療関係者
 - ・ 弁護士、建築士、行政書士、司法書士等の士業関係者、
 - ・ NPO等の民間団体、民生委員等が想定される。

被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していくことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための支援へのニーズが高くなると考えられる。

【留意点】

- ・ ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ・ ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ・ ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。

東日本大震災における仙台市の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

- **被災者が賃貸型応急住宅に入居するケースが多く、被害の実像が見えづかった**ため、被災者へのきめ細やかな支援を進める観点から、いち早く災害ケースマネジメントの実施に踏み切った。
- 市が関係団体と連携し、**応急仮設住宅への個別訪問による見守り支援等を実施して生活再建を進めた、我が国における先駆的な事例。**

被災状況等

- ◆ 沿岸部が津波による浸水被害を受けたほか、沿岸部以外でも、丘陵部を中心に滑動等による宅地被害が多く発生するなど、被災地の中でも、多様な被害が、非常に広範囲にわたって発生した。

体制

- ◆ 生活再建支援員（シルバー人材センター）：最大33人（2013年度）等
- ◆ このほか、市や区の関係課、市社協、委託事業者、専門家等と連携して対応

支援対象者

- ◆ 支援対象者は、**賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅に入居した全世帯**（12,009世帯）を対象とした。



生活再建支援員による
個別訪問の様子



被災者支援
ワーキンググループ（WG）の様子

実施方法

- ◆ 個々の被災者の事情を把握し、関係者が参加する各区のワーキンググループ（WG）を通じて、被災世帯が抱える課題を、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の2つの指標で、4区分に類型化。個別訪問を行うとともに、市において「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、住まいの再建等に関する相談支援、転居支援、健康・生活上の相談支援、就労支援といった、きめ細やかな支援を行った。
- ◆ 類型化により課題を切り分け、住まいの再建については、仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンターを設置し、**伴走型の民間賃貸住宅入居支援**を進めることとし、日常生活に関する課題については、**住まいの再建状況に関わらず、長期的に対応することとした。**

西日本豪雨における倉敷市の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

○2018年10月に、**倉敷市真備支え合いセンター**（運営：市社会福祉協議会）を設置し、岡山県くらし復興サポートセンター（県の後方支援組織）とも連携しながら、**倉敷市外へ避難・転居した世帯も含めて、被災者への個別訪問・見守り相談支援等を実施。**

被災状況等

◆豪雨により、真備地区全体が浸水被害を受け、特に真備地区の約3割にあたる部分が浸水（高さ最大5m）したことにより、**多数の家屋が被害を受けたため、地区外や市外へ避難する被災者が多かった。**

体制

- ◆支え合いセンター：最大約50人（2018年度）
約10人（2022年度）
- ◆このほか、県・市の関係課、社会福祉法人、県社協等と連携

支援対象者

- ◆支え合いセンターによる、倉敷市見守り・相談支援等事業では、**応急仮設住宅、公営住宅、親戚知人宅、在宅避難者など、被災による仮住まいの状況にある世帯を全て対象とし、個別訪問等を実施。**
- ◆県くらし復興サポートセンターへ協力を依頼し、**倉敷市外へ避難・転居した世帯に対しても、転居先の市町村社協と共に個別訪問を実施。**



見守り連絡員による
個別訪問の様子



支え合いセンターでの
会議の様子

実施方法

- ◆発災直後は、**市保健師やケアマネジャー等個別訪問等を行い、健康面を中心とした状況把握を実施。**支え合いセンター設置後は、健康状態、経済面や住まいの再建の見通し等について伺った上で、**被災者の困り事等の有無を把握し、支援が必要な世帯については、行政や専門の支援機関等へ繋ぎ、それぞれの課題に応じて支援。**
- ◆「日常生活の自立性」と「住まい再建の実現性」の2つの指標で、被災者を4区分に類型化し、**個別の支援計画を策定。そして、個々の支援ニーズ等を踏まえ、支援の優先度や訪問支援の頻度を決定。**
- ◆また、個別訪問・相談支援等のほか、市独自事業として、建築士会や介護支援専門員協会等に委託し、被災者に寄り添った、専門的な支援も実施。

令和3年8月の大雨における大町町の災害ケースマネジメントの事例



概要・特徴

- 2年前の水害を契機に、行政・民間団体の関係者による情報共有の会議体をはじめとした、被災者支援の体制を平時から構築。
- 令和3年8月の大雨時においても、早期の段階から、町の専門部署（地域おこし協力隊員を活用）を中心として、多数のNPO等とも連携しながら、個別訪問や見守り相談等を実施。

被災状況等

- ◆ 記録的な大雨により、浸水被害（床上浸水248棟、床下浸水171棟）が多かったものの、大規模半壊以上となる世帯はなく、住家の応急修理制度の対象にもならない世帯も多かった。

体制

- ◆ 町の専門部署であるCSO連携室（地域おこし協力隊員を活用）を中心に、町内3か所に支援交流拠点を設置。支援交流拠点単位で、町社協、NPO、自治会等と協力し、個別訪問等を実施。

支援対象者

- ◆ 発災当初は、保健師・医療関係者、ボランティア、NPOがそれぞれ個別に情報把握をしていたが、それらを一元的に集約・整理した上で、支援交流拠点を中心として、個別訪問を実施し、支援の必要性がある方の被災者台帳を作成（約350世帯分）。



CSO連携会議の様子



支援交流拠点での
住民同士の交流の様子

実施方法

- ◆ 2021年10月には、在宅避難者を漏れなく把握するため、支援制度申請世帯や、定期的に物資を取りに来ている世帯等を除き、情報把握ができていない約100世帯に、改めて訪問調査を実施。
- ◆ 被災者台帳記載の世帯（約350世帯）のうち、上記約100世帯を除く、残る250世帯については、ボランティアや社協が訪問し、又は、支援制度等の申請手続きに訪れた際に状況を確認した。
- ◆ このように把握した情報を基に、NPOや町社協が検討した結果、支援が必要な世帯は最終的に約50世帯となり、その後も定期的な個別訪問を継続。

能登半島地震の被災地における災害ケースマネジメントの事例



被災市町における取組

【福祉関係】

- 障害を持つ子ども抱える高齢夫婦について、**福祉課の障害担当やNPO**と連携して、福祉避難所への入所支援や継続訪問、仮設住宅の申請支援を実施。

【医療関係】

- 身体に不調がある高齢者の方について、**公立病院の医師や理学療法士**につなぎを行い、高齢者の自宅を訪問し、健康相談を実施。

【住宅関係】

- 自宅が中規模半壊で修繕費が高額になるという悩みを抱えている高齢者の方について、**建築家協会**になぎ、訪問で家屋の再建相談を実施。
- 災害により自宅に段差が生じた高齢者の方について、**技術系のNPO**へのつなぎを行い、三角スロープやすのこを活用した段差解消の助言を実施。

石川県における取組

- 被災市町において、弁護士や行政書士、建築士、ファイナンシャルプランナー等の士業関係者へのつなぎを行うため、石川県において士業関係者等を派遣する「**専門職・アドバイザー派遣事業**」を実施。

- 被災市町と士業関係者の関係性の構築を支援している。

専門職・アドバイザー派遣事業

令和6年1月能登半島地震における被災者支援に取り組みたい士業関係者や市町村建設士会・センター等を対象に、専門的な知識や技能の提供や相談対応、先住民での相談・訪問等が必要な場合に、専門職やアドバイザーを派遣し派遣いたします。

Q. 専門職やアドバイザーとは、どんな関係の人のこと？

○ 被災地での支援活動経験者 ○ 弁護士 ○ 行政書士
○ ファイナンシャルプランナー ○ 社会福祉士 ○ 建築士 ○ 建築士

Q. どんな場面に活用できるの？

被災地での相談や支援活動、イベント開催において、被災地の関係者にもより相談対応や支援を行います。被災地でもこんな相談や支援したい事がありましたら、ご依頼ください。

お問い合わせ先
「被災地支援・被災者支援・被災者支援・被災者支援・被災者支援」までお問い合わせください。

お問い合わせ先
石川県建設士会（石川県建設士会）（石川県建設士会）（石川県建設士会）
電話：076-221-1111（石川県建設士会） 石川県建設士会（石川県建設士会）
URL: <https://www.ishikawa-shikyo.or.jp/>

災害ケースマネジメントの実施（支援拠点の設置）



- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 応急仮設住宅供与段階以降は、被災者の自立・生活再建を図るため、継続的な支援を実施する必要があることから、地域支え合いセンターなどの支援拠点の設置を積極的に検討する。

【地域支え合いセンターの設置例】 （岡山県倉敷市）



＜被災者見守り・相談支援等事業（厚生労働省社会・援護局）＞

- 目的：被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。
- 実施主体：都道府県、市町村等（委託可）
- 補助率：1/2
※特定非常災害の場合 発災年度を含み3年 10/10、4～5年目を3/4、6年目以降 1/2
※R3年度～、自治体負担について特別交付税措置（地方負担額×0.8）
- 事業実施期間：災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中
- 実施内容：
 - ・被災者の見守り・相談支援等を行う事業
 - ・応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ・応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - ・被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ・被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - ・被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
 - ・その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組①



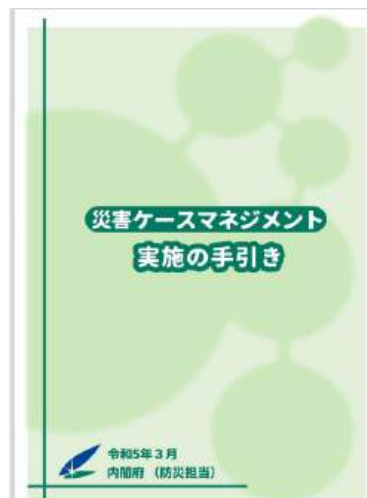
令和3年度	・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた <u>取組事例集</u> を作成・公表
令和4年度	・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた <u>手引書</u> を作成・公表（3月） ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施
令和5年度	・令和5年5月の <u>防災基本計画の見直し</u> において、「 <u>災害ケースマネジメント</u> 」の位置づけを明確化 ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした <u>地方公共団体及び関係民間団体向け説明会</u> を10つの都道府県と連携して実施
令和6年度	・地方公共団体及び関係民間団体向け説明会を5つの都道府県と連携して実施予定。 ・平時からの災害ケースマネジメント実施体制を整備するため、 <u>4自治体と連携してモデル事業を実施</u> ・全国レベルの関係団体で構成される <u>災害ケースマネジメント全国協議会</u> を設置予定。

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】
（令和4年3月作成）



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/zenpen.pdf>

【災害ケースマネジメント実施の手引き】
（令和5年3月作成）



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>

「災害ケースマネジメント実施の手引き」構成



第1章はじめに・第2章災害ケースマネジメントの基本的考え方と取組の概括

○災害ケースマネジメントとは（定義）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

○災害ケースマネジメントの効果

- ✓ 災害関連死の防止
- ✓ 避難所以外への避難者への対応
- ✓ 支援漏れの防止
- ✓ 被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備 （平時からの取組）

○実施主体の確認

- ✓ 防災部局と福祉部局の連携

○関係機関との連携体制の構築

- ✓ 社会福祉協議会、NPO等との顔の見える関係の構築

○市町村地域防災計画への位置づけ

- ✓ 地域福祉計画等への位置づけも推奨

等

第4章 災害ケースマネジメントの実施

※発災直後以降を3つの段階に分けて取組を記載

○支援拠点の設置

○アウトリーチによる被災者の状況の把握

○情報連携会議・ケース会議の開催

○支援記録の作成

○課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

○継続的な支援の実施

等

第5章 災害ケースマネジメントの実施に係る 個人情報の取扱いについて

第6章 災害ケースマネジメント実施者 の研修・支援について

第7章 都道府県の役割

第8章 大規模広域災害の発生 に備えた準備について

第9章 災害ケースマネジメントの評価と改善 （次の災害への備え）

第10章 福祉施策による災害ケースマネジメントの実施

第11章 災害ケースマネジメントの実施に係る デジタル技術の活用について

横断的事項

【付属資料】

付属資料1：用語集

付属資料2：主な被災者支援関連制度集

付属資料3：地方公共団体の独自支援制度等

災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組②（令和6年度）



- 地域における顔の見える関係の構築を図るため、社会福祉協議会等の福祉関係者や土業関係者、NPO等の有識者に取組の紹介等の講演をいただく説明会を都道府県と連携して実施しており、令和6年度においては5つの都道府県と連携して開催予定。
- 令和6年度からは新たに、平時から災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、モデル自治体を選定した上で各団体における取組を後押しするためのモデル事業を4自治体と連携して実施予定。

【モデル事業実施団体】伊勢市、岡崎市、愛知県、高知県

自治体名	事業（例）
伊勢市	発災直後～避難所運営段階のフェーズにおけるアウトリーチの際に使用する様式を関係者の意見交換も行いながら作成
岡崎市	災害ケースマネジメント推進会議の開催、地域で担い手となる人材の育成研修
愛知県	NPOと連携したワークショップを含む研修会
高知県	高知版災害ケースマネジメントの手引きの周知、具体的な事例を扱う研修会

共催：内閣府 北海道

災害ケースマネジメントに関する 地方公共団体及び関係民間団体向け 説明会

参加無料

被災者の主体的な自立・生活再建を目指して、災害ケースマネジメントをどのように進めていくか。取組の広がりについて考える

災害時、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が各地で進められてきています。

災害ケースマネジメントを各地域で進めていくために、災害ケースマネジメントに関わる様々な立場の方から取組や事例を伺い、この取組の広がりについて考える機会を設けます。

日時 令和6年11月7日(木) 13:30～16:30 (開場 13:00)

会場 会議・研修施設 ACU 大研修室1614 (〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目アステイ45 16F)

定員 100名 程度

【説明会開催団体】北海道、茨城県、富山県・長野県、鳥取県

プログラム例

(1) 基調講義

学識経験者による講演等

(2) 事例紹介

社会福祉協議会や土業関係者、NPO、専門職の有識者が過去の災害時における取組を紹介

(3) グループワーク

具体的なケースを題材に被災者当事者の状況を理解し、支援につなげるまでを議論

プログラム (予定)	基本的事項について学ぶ事前講義映像(約50分)を視聴のうえご参加ください。
導入講義	健屋 一 氏 読見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 教授
事例報告	今井 喜代子 氏 むかわ町 保険介護課 主任介護支援専門員 坂本 豊 氏 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 地域福祉部 市民活動推進課 課長 篠原 辰二 氏 一般社団法人Wellbe Design 理事長
グループワーク	【被災当事者の状況を理解する】 過去の災害ケースマネジメントの実践から具体的なケースを取り上げ、被災者の置かれている状況や課題など、課題などを考えます

お申込み 次のURLから二次元コードよりお申込みください。
<https://dynax-eco.com/dcm2024/hokkaido/>



申込・参加に関する 問合せ	災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会事務局 株式会社ダイナックス都市環境研究所 担当 鈴木 小池 津賀 〒105-0003 東京都港区西新橋3-15-12 GGHOUSE 5F TEL: 03-5402-5355 Mail: dcm2024@dynax-eco.com
研修内容に関する 問合せ	北海道 総務部 危機対策局危機対策課 危機管理係 (担当: 樋口、我妻) TEL: 011-264-5014 内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(避難生活担当) 付 (担当: 信隆) TEL: 03-3593-2849

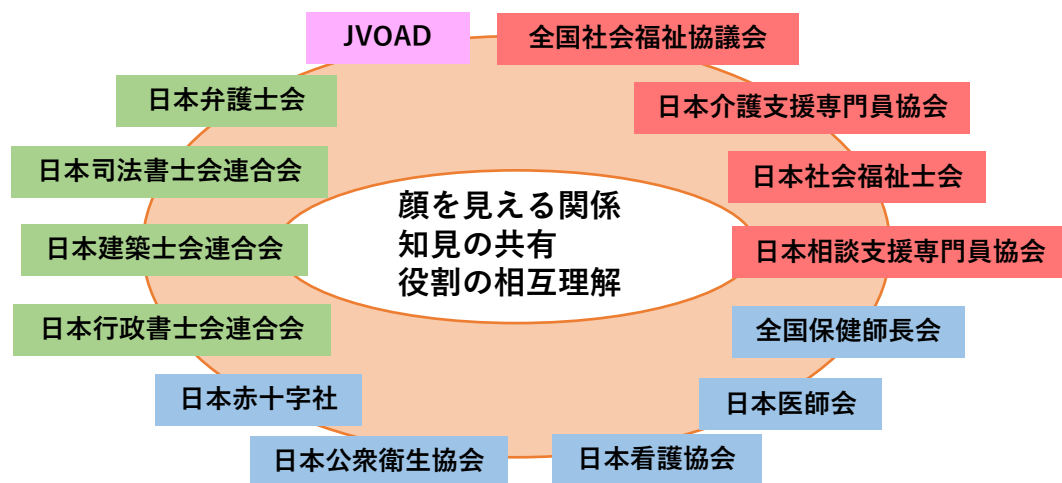
説明会の広報チラシ

災害ケースマネジメント全国協議会について

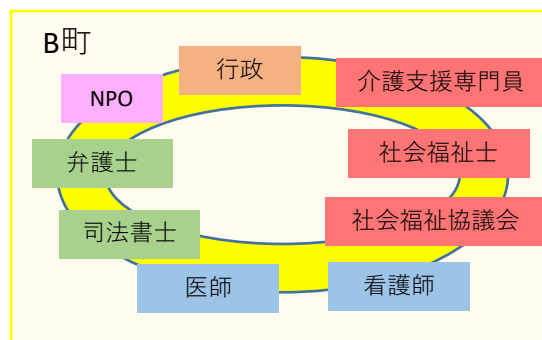
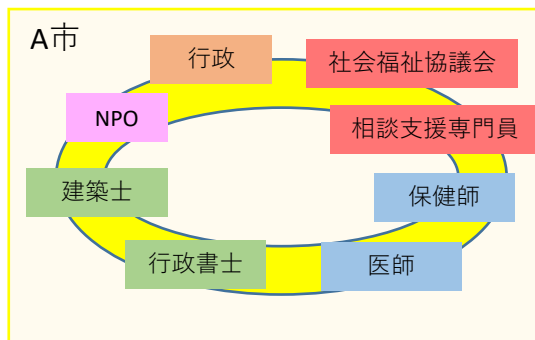


- 令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置し、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図る。
- 当該協議会は年に1回から2回程度の頻度で開催する予定であり、議題はその都度設定し、その年に起きた災害における各団体の取組の紹介や課題となっている点について、各団体から意見をいただき、議論を深めることなどを想定。
- 全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域レベルで災害ケースマネジメントに携わる関係者の平時からの連携を後押し、災害ケースマネジメントのより一層の促進を図る。

災害ケースマネジメント全国協議会



地域レベルの取組を後押し



【構成団体】

- ・ 全国社会福祉協議会
- ・ 日本介護支援専門員協会
- ・ 日本社会福祉士会
- ・ 日本相談支援専門員協会
- ・ 全国保健師長会
- ・ 日本医師会
- ・ 日本看護協会
- ・ 日本公衆衛生協会
- ・ 日本赤十字社
- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ 日本建築士会連合会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

【オブザーバー】

- ・ 全国知事会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国町村会
- ・ 消防庁国民保護・防災部防災課
- ・ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
- ・ 国土交通省住宅局住宅戦略官付

【事務局】

- ・ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

実施の準備（平時からの取組）



- 災害ケースマネジメントの円滑化な実施のためには、①市町村内の実施主体の確認、②関係する機関、民間団体との連携体制の構築、③地域防災計画等への位置づけ、④研修の実施、といった平時からの準備が重要。
- 災害時は、インフラの応急復旧対応、避難所運営等、多くの業務が発生することから、体制が逼迫することとなる。その中で災害ケースマネジメントの実施体制等についても検討を行う場合、結果的に被災者支援の遅れにつながる懸念される。
- 平時からの準備が災害ケースマネジメントの迅速かつ効率的な実施につながり、被災者の自立・生活再建を進める。

【実施主体の確認】

- ✓ 中心となって進める部局をあらかじめ検討し、実施体制を明確にしておく。
- ✓ 防災部局や福祉部局のみならず、企画部局や総務部局等を中心とした体制も有効。
- ✓ 市町村の規模や既存の体制等、地域の実情に応じて検討することが大事。

【地域防災計画への位置づけ】

- ✓ 市町村の災害時の対応は、地域防災計画に基づいて実施される。
- ✓ 災害ケースマネジメントの実施や体制について、地域防災計画等の制度に位置づけておくことで、災害時の対応・分担を明確にしておく。
- ✓ 地域福祉計画等の関連する計画への位置づけも推奨。

【関係する機関、団体との連携体制の構築】

- ✓ 災害ケースマネジメントは官民の連携が重要。
- ✓ 平時から地域で活動する社会福祉協議会や社会福祉法人、士業団体（弁護士、税理士、建築士等）、連携先との関係作りを行う。
- ✓ 顔の見える関係を構築しておくことで、災害時の速やかな連携を確保。

【研修の実施】

- ✓ 災害ケースマネジメントの実施には様々なスキルが必要となる。それぞれの参画する立場に応じた研修を実施。

（例）

- ◆ 被災者との関係作りや状況の把握、課題の発見に必要なコミュニケーションに関する研修
 - ◆ 被災者の活用できる支援制度に関する研修
- 等